

(案)

請 負 契 約 書

愛知県競馬組合(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間において次の条項により請負契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、次のとおり業務を乙に請負わせる。

- (1) 件 名 名古屋場外勝馬投票券発売所清掃業務
- (2) 業務内容 別紙 設計書及び業務仕様書のとおり
- (3) 契約金額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額を合算した額である。

- (4) 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (5) 契約保証金 免除

(業務基準)

第2条 乙は、別紙業務仕様書(以下「仕様書」という。)に基づいて、誠実にこれを実施しなければならない。

2 仕様書に明示されていないもの、又は疑義があるものについては、甲、乙協議して定めるものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその権利を委任することはできない。但し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(機密の保持)

第4条 乙は、業務実施中に知り得た甲の機密事項を、いかなることがあろうとも他人に漏らしてはならない。

(契約金額)

第5条 契約金額は、仕様書に基づく業務の全ての経費を含むものとし、乙は契約金額以外の代価を甲に請求することはできない。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、上記の契約金額の 12 分の 1(月額 金 円)を毎月業務完了後、甲に請求するものとし、甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払わなければならない

い。

2 甲は、前項の支払いを遅延したときは、甲は政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24 年法律第 256 号)第 8 条の規定に基づいて年 2.5 パーセントの遅延利息を乙に支払わなければならない。

(業務報告書の提出)

第7条 乙は、作業終了後、業務報告書を甲に提出するとともに、甲の検査を受けるものとし、検査の方法は甲に任意とし、乙はその決定について異議を申し立てることはできない。

2 甲は、検査の結果、不完全部分があると認めた場合は、乙に対して適当な措置を求めることができる。これに要する経費は、乙の負担とし、措置の結果については、速やかに甲に報告しなければならない。

(違約金)

第8条 乙が、この契約の全部又は一部を履行しなかったとき、又は遅延したときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。但し、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未履行部分相当額に対し年 2.5 パーセントの割合を乗じた金額とする。

(変更契約)

第9条 開催中及び開催日程変更により、契約内容に変更が生じた場合は、3 月においてこの契約の内容を変更する。

(契約の解除)

第 10 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 故意に契約の履行を遅延し、又は業務を粗雑にするなどの不正な行為があったとき。

(3) 甲の行う検査等に際し、係員の職務遂行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

(5) 乙から契約解除の申立てをしたとき。

2 前項により契約を解除した場合において既履行部分があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

(賠償責任)

第 11 条 前条の第1項の規定により契約を解除した場合、乙は甲に生じた損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務実施中に生じた従業員の事故及び物件の損傷については、その賠償の責を負わなければならない。但し、天災等不可抗力による場合、又は甲の責を帰する事由による場合はこの限りでない。

3 乙は、業務の実施において第三者の損害を及ぼしたときは、甲の責に帰する理由による場合のほか、その賠償の責を負わなければならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 12 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条第 1 項若しくは第 2 項(第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。))。

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第 8 条の 4 第 1 項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4) 乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第 13 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第 1 項第 4 号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第 1 項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。

(2) 前条第 1 項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前 2 項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯

して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

（2）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（4）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（妨害等に対する報告義務等）

第 15 条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

（きゅう舎関係者の不適切事案に関する報告義務）

第 16 条 乙は調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員における競馬法又はその他法令等違反行為に関する情報を取得した場合は、甲が設置する報告窓口(愛知県競馬組合 業務・指導課 連絡先 0567-69-7291)に速やかに報告するものとする。

2 乙は取得した情報の取扱いには十分に留意するものとする。

(その他の事項)

第 17 条 この契約の条項に定めるもののほか、乙はこの契約履行に関し愛知県競馬組合財務規則を守らなければならない。

2 名古屋競馬場その他関連施設において発売しているすべての勝馬投票券の購入及び払戻を行わないこと。また、その他競馬に関する不正又は不正と思われる行為を行わないこと。

3 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

4 この契約書及び愛知県競馬組合財務規則に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 弥富市駒野町1番地
愛知県競馬組合 管理者
愛知県知事 大村 秀章

乙